

# 大分市立学校における 働き方改革推進計画

— 第二次 —



大分市教育委員会



# 目 次

1	本計画策定の背景・意義	1
2	本計画の計画期間	6
3	本計画の目的	6
4	学校における働き方改革の基本的な考え方	7
5	学校における働き方改革を推進するための意識改革	9
	(1) 教職員の働き方の見直しに向けた意識改革	
	(2) 保護者や地域社会における理解の促進	
6	本計画推進に向けた体制整備，取組の評価及び検証	11
	(1) 教育委員会における業務の精選及び総合教育会議による市長部局との 共通理解の促進	
	(2) 「学校評価」「教育に関する事務の管理及び執行の状況についての 点検及び評価」による検証	
7	学校における働き方改革の具体的な取組	12
	(1) 学校徴収金の徴収・管理の効率化	
	(2) 学校運営協議会等による学校運営の支援	
	(3) 登下校の見守り及び夜間や休日の見回り（補導）の在り方の見直し	
	(4) 部活動の在り方の見直し	
	(5) 教職員研修の見直し	
	(6) 教職員出退勤管理システムによる適正な勤務時間管理	
	(7) 勤務時間外の電話対応の見直し	
	(8) スクールサポートスタッフの活用	
	(9) 支援が必要な児童生徒・家庭への対応に係る体制整備	
	(10) 調査・依頼事項等の精査・精選	
	(11) 校務支援システム等による業務の電子化による効率化	
	(12) 全市一斉定時退勤日及び学校閉庁日の設定による働き方の見直し	
	(13) 学校・保護者等間における連絡手段の電子化	
	(14) 学校施設の使用許可に係る事務の見直し	
8	本計画の評価指標	21



# 1 本計画策定の背景・意義

近年の学校教育に対するニーズの変化や教育現場が抱える様々な課題の複雑化・多様化により、学校に求められる役割は大きくなり続けており、それは教職員の長時間勤務という形でも表れている。

こうした状況に加え、新学習指導要領の全面実施をはじめ、新しい時代の学校教育となる「令和の日本型学校教育」の実現、新型コロナウイルス感染症への対応など、新たな課題への対応も求められている。

これまでの国や本市における働き方改革に係る取組等を踏まえ、教職員の長時間勤務の是正を図り、子どもたちに対して効果的な教育活動を行うことができるよう、学校における働き方改革を推進する必要がある。

こうした認識の下、学校における働き方改革に向けて取り組むべき方策や長時間勤務の是正に向けた業務改善の取組の指針として、本計画を策定する。

## ◆ 新学習指導要領への対応

近年、情報化やグローバル化といった社会の変化が予測を超えて進展する中、子どもが社会の変化を前向きに受け止め、豊かな創造性を備え、持続可能な社会の作り手として、予測不可能な未来社会を自立的に生き、社会の形成に参画するための資質・能力を一層確実に育成することが求められている。

このような中、平成28年12月の中央教育審議会答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」を踏まえて、小中学校の学習指導要領等の改訂が行われたところである。

新学習指導要領では、「社会に開かれた教育課程」という理念の下、「カリキュラム・マネジメント」や「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善、教材研究や学習評価の改善・充実が求められている。

また、標準授業時数についても、小学校中学年・高学年において年間35単位時間増加することとされている。

そのため、教師が意欲と高い専門性をもち、今まで以上に一人一人の児童生徒に丁寧に関わりながら、質の高い授業や個に応じた学習指導を実現できるようにすることにより、児童生徒の深い学びを保障していくことが重要である。

## ◆ 「令和の日本型学校教育」の構築

中央教育審議会初等中等教育分科会「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（中間まとめ）」が令和2年10月、中央教育審議会において了承され、令和時代の始まりとともに、「新学習指導要領の全面実施」「学校における働き方改革」「GIGAスクール構想」など、学校教育にとって極めて重要な取組が大きく進展する中、明治から続く学校教育の蓄積である

「日本型学校教育」の良さを受け継ぎながら、さらに発展させた新しい時代の学校教育となる「令和の日本型学校教育」を実現する必要があることなどが示されたところである。

「令和の日本型学校教育」の実現に当たっては、学校における働き方改革の推進により、教師が創造的で魅力ある仕事であることが再認識され、教師を目指そうとする者が増加し、教師自身も志気を高め、誇りをもって働くことができる環境整備が必要である。

## ◆ 新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、全国各地の学校が臨時休業となる中、本市においても、全ての市立小中学校が令和2年3月3日から5月末までの間臨時休業となったところである。

学校が再開された後の学校現場では、これまでに経験のない状況下において、感染症対策を実施する中、休業中の学習の遅れを踏まえた年間指導計画の見直しや長期休業により生活リズムに影響を受けた子どもへの支援など、これまで以上に、きめ細かな支援や配慮を行い、最大限子どもたちの健やかな学びを保障できるよう努めていかなければならない状況である。

## ◆ 学校の業務の状況

学校の業務の状況は学校種や学校規模、学校を取り巻く地域の特性等によっても異なるが、おおむね以下のような課題を抱えている。

- 小学校は、学級担任制であり、学級担任を務める一人の教師が連続して授業を行い、給食時間の指導や児童の休み時間に係る安全配慮等を行っていることが多いことから、休憩時間が確保できず、連続勤務になっているため、児童在校中は校務や授業準備等の時間の確保が難しい状況である。
- 中学校は、教科担任制であり、学校規模や教科により担当する授業時数は異なるが、生徒指導や進路指導に関わる業務の負担が大きくなる。それら指導等の時間に加え、補習指導や部活動に関わる時間が長いことから、授業準備等の時間の確保が難しい状況にある。  
部活動については、これまで、部活動指導に要する活動時間の縮小や実技指導等を行う部活動指導員をはじめとした外部人材を積極的に参画させることによる教職員の負担軽減を図ってきているが、いまだ長時間勤務の要因の一つとなっている。
- 教師は、授業以外の事務業務も一定程度担っており、また、保護者や地域との連携、通学路の安全確保や夜間の見回り指導など、様々な業務も担っている。特に規模の小さな学校では、一人の教師が多くの分掌業務を兼ねて担わざるを得ない状況が見られる。
- 学校における様々な課題への対応については、心理や福祉など教育以外の高い専門性が求められるような事案も増えてきており、教師だけで対応することが、質的な面でも量的な面でも難しくなっている状況である。

## ◆ 長時間勤務の是正

---

学校を取り巻く環境の急速な変化に伴い、学校が抱える課題が複雑化・多様化するに従って、学校に求められる役割は拡大せざるを得ない状況にある。

その結果、教師は多種多様な業務に追われ、従前と比べて、授業をはじめとした学習指導、学級担任等の学級経営、生徒指導等に専念しづらい状況となっている。

こうした状況の中、「教員勤務実態調査（平成28年度）の集計（速報値）について」及びその後の追加分析によって、看過できない実態が示されたところであり、早急に長時間勤務の是正を図ることが求められている。

教師の長時間勤務の要因について分析し、教師が疲労や心理的負担を過度に蓄積して心身の健康を損なうことのないよう、長時間勤務の是正に向けて勤務環境を整備するとともに、教師が研鑽や授業準備等の時間を確実に確保し、限られた時間で授業をはじめとした学習指導、学級担任等の学級経営、生徒指導等をこれまで以上に効果的に行うことができる環境を確実に整備することが必要である。

## ◆ 国における働き方改革に係る動向

---

中央教育審議会において、平成31年1月、「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）」（以下「答申」という。）が取りまとめられ、文部科学省では、答申を踏まえ、学校における働き方改革に関する取組を総合的に進めており、各教育委員会及び各学校において取り組むことが重要と考えられる方策については、「学校における働き方改革に関する取組の徹底について（通知）」（平成31年3月18日付け30文科初第1497号文部科学事務次官通知）として示したところである。

なお、令和元年12月、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号。以下「給特法」という。）を一部改正し、学校における働き方改革を進めるための総合的な取組の一環として、平成31年1月に策定した「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」（以下「上限ガイドライン」という。）を法的根拠のある「指針」に格上げするとともに、休日の「まとめ取り」のため、一年単位の変形労働時間制を各地方公共団体の判断により、条例で選択的に活用できるようにしたところである。

また、学校における働き方改革の実現のためには、教職員定数の改善などの条件整備も必要であることを踏まえ、平成31年4月から、中央教育審議会において、小学校高学年における教科担任制の導入など、新しい時代を見据えた学校教育の実現に向けて、教育課程、教員免許、教職員配置の一体的検討も実施されているところである。

このような中、少人数学級の実現に当たっては、少人数による指導体制の計画的な整備のため、小学校について、学級編制の標準を令和3年度から5年かけて35人に計画的に引き下げる、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和33年法律第116号）の一部を改正する法律案が令和3年の通常国会に提出されている。

## ◆ 本市における働き方改革に係る経過

本市教育委員会では、「大分市立学校における働き方改革推進計画」を平成30年2月に策定し、本計画に基づき、教職員の負担軽減を図り、長時間勤務の是正に向けた取組を進めてきた。

さらに、給特法が一部改正され、給特法第7条の規定により文部科学省が定めた、「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」に基づき、「大分市立学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針」を令和2年3月に策定したところである。

また、令和元年度より、小中学校それぞれ1校を働き方改革実践モデル校として選定しており、学校行事の見直し、会議の精選やペーパーレスによる効率化など、モデル校で実践された効果的な取組を他校に還元している。

これまでの取組の成果として、勤務時間を意識した働き方の見直しや業務改善をはじめ、部活動指導員やスクールサポートスタッフの配置等の取組により、教職員の時間外在校等時間の状況については改善が見られるものの、依然として上限時間である月45時間を超過している状況が見られる。学校における働き方改革は、教育委員会及び学校をはじめ、保護者や地域などの社会全体で協力していく必要があることから、引き続き、関係者等の理解を得ながら、各種取組を推進していくことが重要である。

※本計画において、「小中学校」とある場合は、「義務教育学校」を含む。また、「小学校」とある場合は、義務教育学校の前期課程（第1学年から第6学年）、「中学校」とある場合は、義務教育学校の後期課程（第7学年から第9学年）を含む。

※本計画において、「時間外在校等時間」とは、在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間をいう。

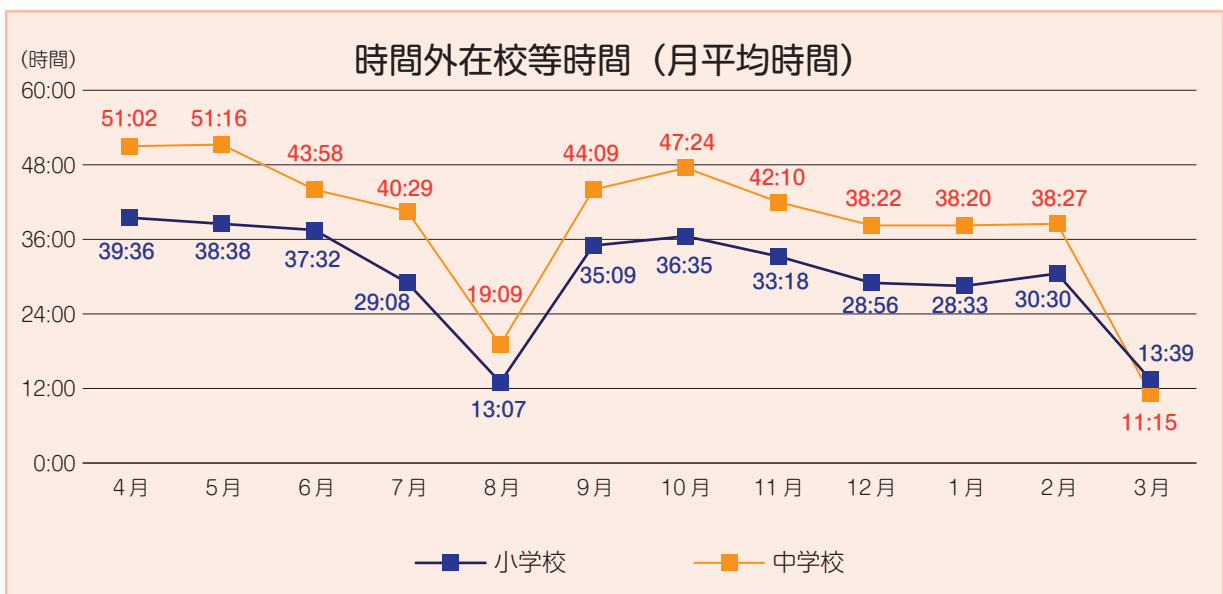
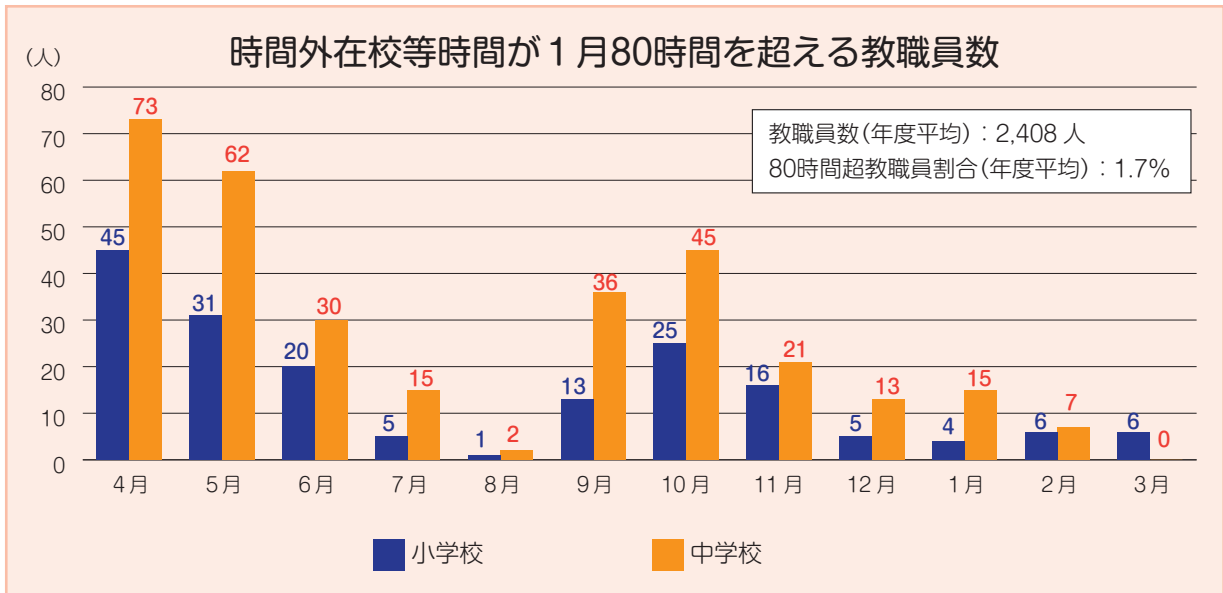
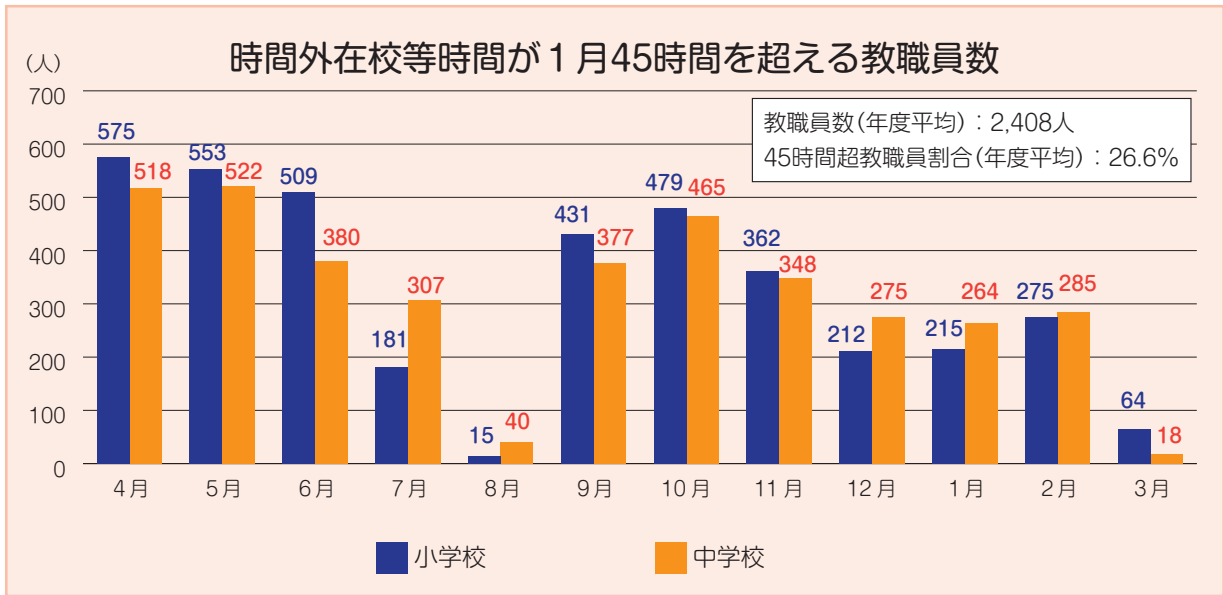
### 【大分市立学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針（一部抜粋）】

#### ■ 「在校等時間」の考え方

正規の勤務時間外において超勤4項目（公立の義務教育諸学校等の教育職員を正規の勤務時間を超えて勤務させる場合等の基準を定める政令（平成15年政令第484号）第2号に掲げる業務をいう。）以外の業務を行う時間も含めて教育職員が在校している時間を基本とし、当該時間に、次に掲げる①の時間を加え、②及び③の時間を除いた時間を在校等時間とする。ただし、②については、当該教育職員の申告に基づくものとする。

- ① 校外において職務として行う研修への参加や児童生徒等の引率等の職務に従事している時間として外形的に把握する時間
- ② 正規の勤務時間外に自らの判断に基づいて自らの力量を高めるために行う自己研鑽の時間その他業務外の時間
- ③ 休憩時間

## ■ 令和元年度 時間外在校等時間の状況



## 2 本計画の計画期間

「大分市総合計画 おおいた創造ビジョン2024」及び「大分市教育ビジョン2017」との整合性などを総合的に考え、計画期間を令和3年度から令和7年度までの5年間とする。



## 3 本計画の目的

**働き方改革を推進することにより、教育の質の維持・向上を図る。**

「子どものためであればどんな長時間勤務も良しとする」という働き方は、教師という職の崇高な使命感から生まれるものであるが、その中で教師が疲弊していくのであれば、それは「子どものため」にはならないものである。

現在の教師の厳しい勤務実態を踏まえ、教師のこれまでの働き方を見直し、教師が学校教育の蓄積と向かい合って自らの授業を磨くとともに日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造性を高め、子どもたちに対して効果的な教育活動を行うことができるよう、業務改善や支援体制の充実など、学校における働き方改革を推進することが本計画の目的である。

このことから、本計画の「学校における働き方改革」の目的を全ての教育関係者で共有するとともに、保護者や地域社会、関係団体等への理解を得ながら、教育委員会及び学校が一体となって本計画で掲げる取組を実行しなければならない。

## 4 学校における働き方改革の基本的な考え方

教育委員会は、各学校の主体性を大切にしつつ、学校環境の整備や慣行的に進められてきた取組の見直しの促進等、学校や教師だけでは解決できない課題等に対し、抜本的な方策や取組を講じ、学校の業務改善を後押ししなければならない。

また、学校における働き方改革は、単に教師の帰宅時間を早めれば実現するものではない。学校及び教師の業務の総量を減らさずして、在校時間の短縮を図ろうとしても、家に持ち帰る仕事が増えることにつながり、根本的な解決にはならない。

限られた時間の中で、教師一人一人の授業準備や自己研鑽等の時間を確保するとともに、意欲と高い専門性をもって、今まで以上に一人一人の児童生徒に丁寧に関わりながら、質の高い授業や個に応じた学習指導を実現するためには、学校が担うべき業務、教師が担うべき業務を、関係法令や通知等を勘案しながら改めて整理した上で、教師の専門性を踏まえ、各学校や地域の実情に応じて、役割分担・適正化を図っていくことが必要である。

学校が担う業務について、それぞれの業務は本来誰が担うべき業務であるか、負担軽減のためにどのように適正化を図るべきかの2点から、必要な環境整備を行いつつ、中心となって担うべき主体を学校・教師以外の主体に積極的に移行していくという視点に立ち、特に役割分担を行う場合においては、どの主体が行うべきか明確にした上で、個別具体的に取組を進めなければならない。

「チームとしての学校」という理念の下、学校教育法等の一部改正により、事務職員の職務規定が「事務をつかさどる」と見直されたことや、スクールソーシャルワーカー、部活動指導員が新たに学校の職に位置付けられたこと等により、多様な専門性や経験を有する専門スタッフ等が学校の教育活動に参画することが期待されている。

教師が限られた時間の中で使命感をもって児童生徒の指導により専念できる体制を整えるためには、教師の業務の見直しのみならず、「チームとしての学校」体制を踏まえた学校の組織マネジメントを一層重視し、効果的な学校運営体制の強化を図りながら、校長・副校長・教頭の多忙についても解消する必要がある。

中央教育審議会による「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策（答申）」  
『これまで学校・教師が担ってきた代表的な業務の在り方に関する考え方』

答申において、これまで学校・教師が担ってきた業務のうち、教師の業務量や地方公共団体での取組、諸外国における教職員の分業体制等を踏まえ、役割分担等について特に具体的に議論すべき代表的な14の業務は、以下のように整理されている。

服務監督権者である教育委員会において、①～⑭の各業務についての整理を踏まえた上で、教師が専門性を発揮できるか、児童生徒の生命・安全に関わるかといった観点から、中心となる担い手を学校・教師以外に積極的に移していくとともに、そもそもの必要性が低下し、慣習的に行われている業務は、業務の優先順位をつける中で思い切って廃止していくことが求められる。そのためにも、勤務時間管理の徹底と、上限ガイドラインを踏まえた具体的な削減目標の設定が重要である。

《中央教育審議会による「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策（答申）」より一部抜粋》

＜基本的には学校以外が担うべき業務＞

- ①登下校に関する対応
- ②放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応
- ③学校徴収金の徴収・管理
- ④地域ボランティアとの連絡調整

※その業務の内容に応じて、地方公共団体や教育委員会、保護者、地域学校協働活動推進員や地域ボランティア等が担うべき

＜学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務＞

- ⑤調査・統計等への回答等（事務職員等）
- ⑥児童生徒の休み時間における対応（輪番、地域ボランティア等）
- ⑦校内清掃（輪番、地域ボランティア等）
- ⑧部活動（部活動指導員等）

※部活動の設置・運営は法令上の義務ではないが、ほとんどの中学・高校で設置多くの教師が顧問を担わざる得ない実態

＜教師の業務だが、負担軽減が可能な業務＞

- ⑨給食時の対応（学級担任と栄養教諭等との連携等）
- ⑩授業準備（補助的業務へのサポートスタッフの参画等）
- ⑪学習評価や成績処理（補助的業務へのサポートスタッフの参画等）
- ⑫学校行事の準備・運営（事務職員等との連携、一部外部委託等）
- ⑬進路指導（事務職員等や外部人材との連携・協力等）
- ⑭支援が必要な児童生徒・家庭への対応（専門スタッフとの連携・協力等）

## 5 学校における働き方改革を推進するための意識改革

### (1) 教職員の働き方の見直しに向けた意識改革

学校における業務改善を図っていくためには、校長をはじめとした管理職のマネジメント能力は必要不可欠である。そのために、管理職の育成に当たっては、教職員の組織管理や時間管理、健康安全管理等をはじめとしたマネジメント能力の向上に向けた研修の充実を図り、学校の教職員の働き方を変えていく意識を強くもたせることが重要である。

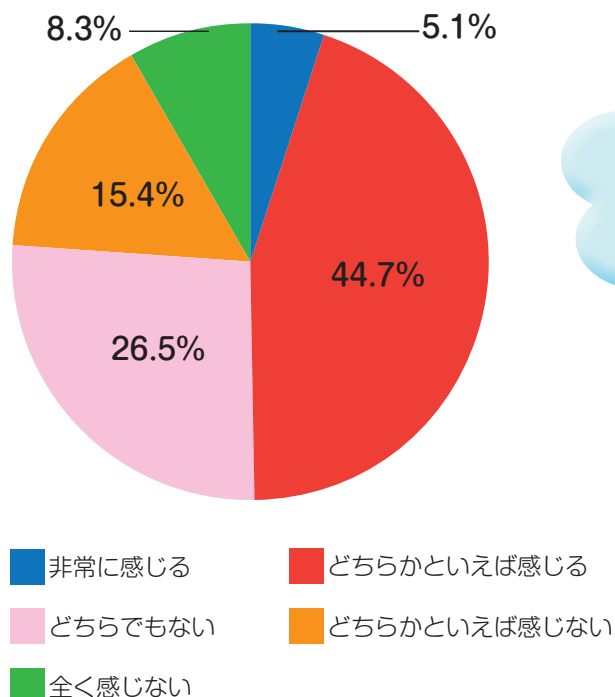
併せて、管理職だけでなく、学校の教職員全体に対しても勤務時間を意識した働き方を浸透させるために、初任者研修等にその要素を入れた講義・演習を取り入れるといった工夫が必要である。

また、校長が学校の重点目標や経営方針に教職員の働き方に関する視点を盛り込み、その目標・方針に沿って学校経営を行う意識をもつとともに、人事評価として実施する目標管理等も活用しながら、教職員一人一人が業務改善の意識をもって働き方の見直しを進めることも重要である。

#### ◆ 教職員の意識改革（働き方の見直し）状況

##### (設問)

「大分市立学校における働き方改革推進計画」が策定されて3年が経過しようとしています。あなたは、働き方について、教職員の意識改革（働き方の見直し）が進んだと感じますか。



学校における働き方改革を推進する上で、教職員の意識改革も重要な視点です。このような中、学校においては、行事等の精査・精選など、働き方を意識した見直しを進めています。参考までに一部事例を次ページで紹介します。

働き方改革推進!!



(「大分市立学校における働き方改革に係るアンケート」調査結果より)

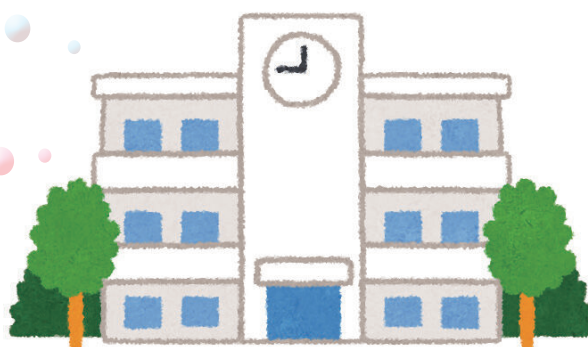
## 学校が実践した働き方改革に係る取組事例

実施方法の変更など  
による家庭訪問の  
見直し

小学校高学年における  
教科担任制の導入

ペーパーレス化などによる  
各種会議の見直し

執務時間の確保に向けた  
日課表の工夫



### (2) 保護者や地域社会における理解の促進

本計画の取組を進める上では、保護者や地域の協力なくしては実現できないという認識の下、保護者や地域をはじめとした社会全体の理解を得られるように、「学校における働き方改革」の趣旨等について、積極的に理解を求めることが重要である。

このことから、教育委員会は保護者や地域に対して、本計画の趣旨を十分に周知するとともに、市報やホームページ等により市民に対しても広く周知することとする。

## 6 本計画推進に向けた体制整備，取組の評価及び検証

### (1) 教育委員会における業務の精選及び総合教育会議による市長部局との共通理解の促進

教育委員会は，これまで以上に学校を支援する役割が求められるに当たり，所属職員への負担等が増加しないよう，組織内でも業務の精選等を積極的に実施するとともに，総合教育会議等を通じて，市長部局と共通理解を深め，本計画に基づく業務改善に向けた取組を推進する。

### (2) 「学校評価」「教育に関する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価」による検証

学校評価は，各学校が自らの教育活動等の成果や取組を不断に検証することにより，学校運営の組織的・継続的な改善を図りつつ，保護者や地域住民等に対し，適切に説明責任を果たし，その理解と協力を得ることで，学校に対する支援や条件整備等の充実につながるものであることから，学校は，校長のリーダーシップの下，全教職員が当事者意識をもって更なる業務改善を図るとともに，業務改善や教職員の働き方に関する項目を明確に位置付け，学校評価における自己評価を行い，公表する。

さらに，教育委員会は，本計画において実施する業務改善の取組について，毎年度実施する「教育に関する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価」において，その取組の成果を検証し，その報告書を議会に提出するとともに，公表する。

## 7 学校における働き方改革の具体的な取組

### (1) 学校徴収金の徴収・管理の効率化

#### ● 役割分担・適正化についての考え方

学校徴収金（教材費，学年諸費，給食費，修学旅行費，部活動費等）については，現在，保護者による現金払い，口座振替，地区集金等の手段により学校が集金している状況であるが，銀行への振込業務が非効率的であること，入出金等のために教職員が金融機関へ出向く必要があること，会計ごとに担当者が管理していることで台帳管理が徹底しにくいこと，未納者リストを表計算ソフトにより別に管理しなければならないことなど，徴収・管理業務が教職員の負担となっており，事務運用についても非効率的な状況である。

このような中，未納金の督促の実施等も含めた学校徴収金の徴収・管理については，基本的には学校・教師の本来的な業務ではなく「学校以外が担うべき業務」であるという前提に立ち，学校が担わざるを得ない場合であっても，地域や学校の実情に応じて，教育委員会が担うことや事務職員等がその専門性を生かして中心的に行うなど，原則として，教師の業務としないように配慮する必要がある。

加えて，学校徴収金の現金による徴収については，原則として口座振替にするなど，学校で現金を扱うことがないよう早急に対応する必要がある。

#### ● 具体的な取組

学校徴収金の徴収・管理業務の効率化及び統一化を図るため，口座振替による徴収を基本とする学校給食費・徴収金管理システム（以下「管理システム」という。）を導入する。管理システムの導入に当たっては，学校給食費については，令和4年度から全小中学校において管理システムを本稼働し，その他の学校徴収金については，令和4年度から試行校において稼働の上，試行校での検証状況等を踏まえ，全小中学校に拡大する。

学校給食費の公会計化については，文部科学省が令和元年7月に策定した「学校給食費徴収・管理に関するガイドライン」の内容を踏まえ，関係部署等と連携する中で，令和4年度から実施する。

### (2) 学校運営協議会等による学校運営の支援

#### ● 役割分担・適正化についての考え方

学校と地域との連携・協働については，教育基本法第13条において，「学校，家庭及び地域住民その他の関係者は，教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに，相互の連携及び協力を努めるものとする」とされており，学校を運営するに当たり極めて重要である。

保護者や地域等との連携については各学校でも取り組むべきことではあるが，教育委員会としても，学校運営協議会に期待されている役割が理解されるよう働きかけるなど，学

校運営協議会制度の一層の拡充を図るとともに、地域住民等と学校をつなぐ地域学校協働活動推進員の配置により、学校と地域との連携協力体制の整備を行うことが必要である。

### ● 具体的な取組

学校運営協議会については、令和6年度までに全校設置を目指すとともに、本市教育委員会が主催する学校運営協議会委員等を対象とした研修会等を通じて、学校運営協議会の意義や役割、働き方改革の趣旨等について説明し、地域住民等の学校運営への参画の促進を図る。

また、学校運営協議会における協議結果等を踏まえ、より円滑かつ効果的に地域学校協働活動を行うことができるよう、地域学校協働活動推進員（地域コーディネーター）を配置し、教育活動の充実や教職員の負担軽減など、学校運営の改善を図る。

## (3) 登下校の見守り及び夜間や休日の見回り（補導）の在り方の見直し

### ● 役割分担・適正化についての考え方

学校は、安全指導等の観点から通学路の設定・安全点検等を行っており、また、児童生徒の安全確保のために保護者や関係機関等と連携を図るよう努めるものとされているが、「これまで学校・教師が担ってきた代表的な業務の在り方に関する考え方」（8ページ参照）において、登下校時の見守り活動の日常的・直接的な実施については、学校・教師の本来の業務ではなく、基本的には学校以外が担うべき業務として整理されている。

こうしたことから、登下校時の見守り活動は、関係団体等と調整した上で、地域の実情に応じた見守り活動を行うことにより、教師が本来の業務に専念できる環境を整備することが必要である。

また、教育基本法第10条第1項においては、「父母その他の保護者は、子の教育について第一義的に責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。」とされており、放課後から夜間などにおける見回り、補導時の対応を学校が行うべきであると直接位置付けられたものはない。

放課後から夜間などにおける見回りについては、地域や学校の実情に応じて、地域ボランティアの協力を得て実施すべきであり、児童生徒が補導されたときの対応等については、第一義的には保護者が担うべきものであることを踏まえる中で、補導員制度及び地域の実情に応じて実施されている見回り活動について見直しを図る必要がある。

### ● 具体的な取組

教育委員会は、登下校時の見守り活動が基本的には学校・教師の本来の業務ではないことについて、関係団体等に対する理解の促進を求める。

また、放課後から夜間などにおける見回りについて、大分市青少年補導員連絡協議会と調整する中で、中央補導活動の夜間補導に従事する学校補導員の活動を減らしてきたが、

引き続き、学校補導員制度の見直しに向けた協議・調整を図るとともに、地域の実情に応じて実施されている見回り活動においては、関係団体等の理解を求めるとともに、実施する必要性を精査した上で、見直しに向けた協力を得る必要がある。

## (4) 部活動の在り方の見直し

### ● 役割分担・適正化についての考え方

中学校での部活動は、生徒の自主性を尊重しつつ、スポーツや文化等に親しむとともに、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資する重要な活動としての教育的側面や部活動の様子の観察を通じた生徒の状況理解等の意義がある。

各学校が部活動を設置・運営することは法令上の義務とはされていないが、現状では、全ての中学校において部活動が設置され、教師が顧問となっている状況である。教師の中には、部活動にやりがいを感じている者もいる一方で、競技等の経験がなく部活動の指導に必要な技能を備えていない教師が部活動の顧問を担わなければならない場合には大きな負担を感じている状況がある。

部活動の顧問については、教師の勤務負担の軽減や生徒への部活動指導の充実の観点から、各校長が教師の専門性や校務分担の状況に加え、負担の度合いや専門性の有無を踏まえて、学校の教育方針を共有した上で、学校職員として部活動の実技指導等を行う部活動指導員をはじめとした外部人材を積極的に参画させることが必要である。

また、休日に教師が部活動の指導に携わる必要がない環境構築を行うなど、働き方改革も考慮した更なる部活動改革の推進を図る必要がある。

### ● 具体的な取組

平成30年12月に策定した「大分市立中学校部活動ガイドライン」に基づき、部活動休養日を週当たり2日以上とし、活動時間を平日2時間、学校休業日3時間程度とするなど部活動指導における教職員の負担軽減に向けた取組を徹底する中、部活動指導に要する活動時間の縮小を図る。

また、部活動指導員の配置や部活動外部指導者人材バンクの活用による更なる部活動指導の負担軽減を図る。

さらに、国における部活動改革の動向を注視する中、負担軽減を考慮した指導体制整備を検討する。

## (5) 教職員研修の見直し

### ● 役割分担・適正化についての考え方

新たな教育課題に対応する力や実践的指導力の向上が求められる中、教職員を対象とした研修は、資質能力の向上を図る上で大変重要であるが、教育委員会内で、重複した内容

の研修が実施されることのないよう整理や精選を図るとともに、研修報告書等について、過度な負担とならないよう研修内容に応じて適宜簡素化を図る必要がある。

また、夏季休業期間には研修が集中し、休暇が取りにくい状況があることから、実施時期の調整や実施方法等を工夫することにより、まとまった休暇が取りやすい環境にも配慮することが必要である。

### ● 具体的な取組

これまで、教育委員会が行う全ての研修において、研修講座数、研修内容、研修対象者の整理・精選を行った結果、研修日数等を縮減してきたが、引き続き、キャリアステージに応じて、教職員の資質能力の向上を図る体系的な研修計画を策定する中で、研修の総量が増加することのないよう整理・精選を行うとともに、研修内容に応じて、ICTを活用したオンライン研修（オンデマンド型、同時双方向型等）を導入するなど、学校や教職員に過度な負担にならないよう不断の見直しを行う。

加えて、学校課業日における授業や学校行事、夏季休業期間中の休暇取得及び校内研修等に支障が生じることがないように、研修に要する時間・日数及び実施時期等について、研修担当課において事前調整を十分に行う。

## (6) 教職員出退勤管理システムによる適正な勤務時間管理

### ● 役割分担・適正化についての考え方

勤務時間の管理は、労働法制上、校長や服務監督権者である教育委員会に求められている責務であり、その一環として、教職員にストレスチェックを行うことも義務付けられている。また、業務改善を進めていく基礎としても、適切な手段により管理職も含めた全ての教職員の勤務時間を把握することは不可欠である。校長は、一人一人の教職員の勤務時間を的確に把握することにより、働き過ぎ傾向のある教職員に対する速やかな指導や校務分掌の見直し等の教職員間の業務の平準化など労働安全衛生の確保を可能とするという側面があり、教職員一人一人においても自らの働き方を省みる契機になる。

勤務時間管理は、働き方改革の「手段」であって「目的」ではないことを踏まえ、教育委員会は、令和2年3月に策定した「大分市立学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針」に基づき、勤務時間の把握及び分析を行い、業務の削減や勤務環境の整備を進めなければならない。

### ● 具体的な取組

平成30年12月に導入した教職員出退勤管理システム及び出張復命書や活動記録等の書類により可能な限り客観的な方法に基づき勤務時間管理を実施する。校長は、教職員一人一人の勤務時間を的確に把握し、働き過ぎ傾向のある教職員に対する速やかな指導や校務分掌の見直し等の教職員間の業務の平準化等を行うとともに、教育委員会は、勤務時間の把握及び分析を行い、必要な環境整備等の取組を実施する。

## (7) 勤務時間外の電話対応の見直し

### ● 役割分担・適正化についての考え方

本市教育委員会では、非常災害の場合や児童生徒の指導に関し緊急の必要性がある場合を除き、教師が保護者や外部からの問い合わせ等に備えた対応を理由に時間外勤務をすることのないよう、緊急時の連絡方法を確保した上で、固定電話受信時に自動音声メッセージが流れる機能を導入したところである。導入後については、学校運営に支障はなく、勤務時間外における保護者や外部からの問い合わせ等への対応が減少しているなど、効果が見られている状況である。

### ● 具体的な取組

勤務時間外において保護者や外部から学校に掛かる固定電話の受信時に、緊急連絡先のアナウンスを含む自動音声メッセージが流れる機能を令和元年度に全校導入したところであり、自動音声メッセージ機能導入の効果を検証する中、より効果的な勤務時間外の電話対応の在り方を検討する。

## (8) スクールサポートスタッフの活用

### ● 役割分担・適正化についての考え方

教材研究や指導案の作成等は、教師が担うべき業務であるが、授業で使用する教材等の印刷、物品等の準備などの補助的業務や理科の授業における実験や観察等に係る準備・片付け等は、教師との連携の上で、スクールサポートスタッフが担うことのできる体制を整備する必要がある。

また、学習評価や成績処理に関する業務のうち、宿題等の提出状況の確認、簡単な漢字・計算ドリルの丸付けなどの補助的業務は、教師との連携の上で、スクールサポートスタッフの積極的な参画を進める必要がある。

### ● 具体的な取組

国や県との連携の下、学習プリント等の印刷・配布準備、授業準備や感染症対策の一環である消毒作業などを教師に代わって行うスクールサポートスタッフを学校の実情に即した形で配置することで、教師がより児童生徒への指導や教材研究等に注力できる体制を整備する。

## (9) 支援が必要な児童生徒・家庭への対応に係る体制整備

### ● 役割分担・適正化についての考え方

児童生徒が抱える課題の背景には、多くの場合、児童生徒の心の問題とともに、家庭、友人関係、地域、学校など児童生徒の置かれている環境が複雑に絡み合っていることが多い。また、通級による指導を受けている児童生徒や日常的にたんの吸引や経管栄養等の医療的ケアが必要な児童生徒、日本語能力に応じた指導が必要な児童生徒も増えている。

支援が必要な児童生徒・家庭への対応について、多様な専門性や経験を有する専門スタッフ等が学校の教育活動に参画することで、「チームとしての学校」体制を踏まえた効果的な学校運営体制の強化を図る必要がある。

### ● 具体的な取組

児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけて包括的な支援を行うため、各学校に配置しているスクールソーシャルワーカーをはじめとする専門スタッフ等と連携するとともに、社会的自立や教室復帰に向かう支援等を行うスクールライフサポーターや特別な教育的支援を必要とする児童生徒一人一人の教育ニーズに応じたきめ細かな指導を行う補助教員を配置するなど、「チームとしての学校」体制を強化する。

また、日本語指導が必要な外国人児童生徒等に日本語指導等を行う講師の派遣や学校において日常的に医療的ケアが必要な児童生徒に対して看護師を派遣するなど、教職員と連携しながら、当該外部人材が中心となって支援を行う体制を整備する。

## (10) 調査・依頼事項等の精査・精選

### ● 役割分担・適正化についての考え方

学校宛てに実施する調査・依頼事項については、精査・精選を行った結果、平成30年度から令和元年度の2年間で延べ206件の見直しを行ったところであるが、いまだ数多くの調査や依頼等が行われている。

このような状況を踏まえ、引き続き、学校宛てに実施する調査・依頼事項等への対応に係る負担軽減を図る観点から、調査・依頼事項等の重複排除、対象、頻度、時期、内容等の負担軽減に向けた不断の見直しを行うとともに、教育委員会以外が学校を対象とした依頼を行う場合についても、同様の配慮を働きかけることが必要である。

また、民間団体等からの作品・作文等の出展依頼やチラシ等家庭向けの配布依頼が数多く学校に寄せられることを踏まえ、こうした依頼に対応する事務負担を軽減する観点から、当該団体等に対して、教育委員会で適宜内容を精査し必要に応じて学校に連絡することや学校によらない周知方法の検討などの協力を要請することも必要である。

## ● 具体的な取組

学校に対する調査・依頼件数の削減に向けて、教育委員会、市長部局、各種団体等が学校に対して依頼している調査・依頼について、その目的や重要性・必要性等を考慮した上で以下の視点により精査・精選を行う。

### ● 学校に対して参加を依頼している会議等について

- ・教職員の参加の必要性があるか
- ・回数や時間を縮小できないか（書類を渡すことにより代替する等）
- ・書面開催やオンライン会議開催ができないか、など

### ● 関係機関の各種行事への児童生徒の参加要請について

- ・児童生徒にとって有益であることが明確であり、当該児童生徒が参加する必然性や教育的意義があると認められるものか
- ・授業時数の確保、児童生徒の負担等を考慮し、削減することはできないか、など

### ● 作品・作文等の出展依頼について

- ・児童生徒にとって有益であることが明確であり、出展する必然性や教育的意義があると認められるものか
- ・教育活動と連動したものか
- ・他に類似した出展依頼がないか、など

### ● 照会・統計処理について

- ・調査結果の活用に明確な目的があるか
- ・他に類似する調査があり統合することができないか
- ・不要な調査項目がないか、など

### ● チラシ等の配布依頼について

- ・児童生徒にとって有益であることが明確であり、直接配布する必要があるか
- ・配布物を送付する場合は、対象学年や児童生徒数に応じて分けるなどの配布方法の見直しを行うことができないか、など

※市報やホームページ等で周知することが可能なものや単なるイベント等の告知など、児童生徒等に直接連絡することが必要ではないものについては、原則として配布しないこととする。

## (11) 校務支援システム等による業務の電子化による効率化

### ● 役割分担・適正化についての考え方

教育の情報化の進展に伴い、学習者用コンピュータ、デジタル教科書・教材、校務支援システム等、学校におけるICT環境整備が急務となっている。これまで、校務支援システムの機能の活用により、通知表や指導要録への記載など学習評価をはじめとした業務の電子化による効率化を図るなど取組を進めてきたところであるが、引き続き、教師の授業準備や教材研究等の時間確保を通して、教育活動の質を向上するため、校務支援システム等の充実を図る必要がある。

### ● 具体的な取組

ICTを活用した多様な方法による学習活動の充実や、教職員の業務の効率化を図るため、学校におけるICT環境整備を推進する。

本市の校務支援システムの更新に当たっては、大分県下共同利用可能となる校務支援システムを導入することとし、県内のどの市町村に勤務しても同一システムを利用することで操作方法の習得等に要する時間を削減するなど、業務を効率的に実施できる環境整備に努める。

## (12) 全市一斉定時退勤日及び学校閉庁日の設定による働き方の見直し

### ● 役割分担・適正化についての考え方

教職員自らの働き方の見直しに資する全市一斉に定時に退勤する日を設定する取組や長期休業期間において一定期間の学校閉庁日を設定することにより、教師一人一人が疲労や心理的負担を過度に蓄積して心身の健康を損なわないようにするとともに、児童生徒にとって魅力ある教師であるべく、自己研鑽・自己投資を通じて人間性を高めることができる環境を整備することが必要である。

### ● 具体的な取組

引き続き、第1、第3水曜日を全市一斉定時退勤日に設定し、教職員一人一人が業務改善の意識をもって働き方の見直しを進める契機とする。また、原則として8月13日から15日を学校閉庁日として設定し、教職員の休暇取得を促進する。

### (13) 学校・保護者等間における連絡手段の電子化

#### ● 役割分担・適正化についての考え方

現在、国において、デジタル時代に向けた規制・制度や慣行の見直しを進めているが、学校においては、慣例に倣って、学校・保護者等間における連絡手段を書面等により行っているものが数多く存在する。

学校・保護者等間における連絡手段の電子化を推進することにより、これまで紙で実施してきた保護者アンケートなどの集約作業の効率化をはじめ、学校からの保護者宛て文書をオンライン配信するなど、印刷・配布業務の負担が軽減されるとともに、早朝の多忙な時間における連絡帳や電話で受け付けていた欠席連絡等については、オンライン受付をすることにより、欠席・遅刻の連絡状況が一目瞭然となり、管理職をはじめ、学校全体で共有することが可能となる。

災害発生時の緊急連絡など、児童生徒の安全対策等を一層促進するとともに、教職員の負担軽減及び保護者の利便性向上を図る観点からも、学校・保護者等間における連絡手段の電子化が求められている。

#### ● 具体的な取組

保護者等への連絡配信機能をはじめ、欠席・遅刻連絡機能やアンケート機能等を備えた学校連絡システムを導入し、本市教育委員会や学校・保護者等間の連絡体制を整備する。

### (14) 学校施設の使用許可に係る事務の見直し

#### ● 役割分担・適正化についての考え方

体育館や運動場等の学校施設の使用許可に係る事務については、申請書の受付、許可書の交付手続きをはじめ、施設の空き状況管理や使用者との連絡調整など、相応の事務負担が発生している。

学校施設については、地域の社会教育団体等がスポーツ交流拠点として利用していることが多く、他都市においては学校施設の使用許可に係る事務を学校以外の団体等が担っている事例もある。

このような状況を踏まえ、学校における事務負担軽減の観点から、見直しを行う必要がある。

#### ● 具体的な取組

社会教育団体等への学校施設の使用許可に係る事務について、申請書等の様式を見直すなど、事務の効率化を図る。また、学校施設の使用許可に係る事務を学校以外の主体が担うことができないかなど、他都市事例を調査・研究の上、検討する。

## 8 本計画の評価指標

学校における働き方改革を推進するため、当面目標となる評価指標を以下のとおり設定する。

評価指標	基準値	目標値
教職員の1月当たりの時間外在校等時間が2～6ヶ月平均で80時間を超える教職員の割合	2.0% (2019.04～2020.03)	0%

※「大分市立学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針」に基づき、超過勤務時間の削減に努める中で、いわゆる「過労死ライン」（月当たり超過勤務時間80時間相当）の超過勤務時間については、早急に改善を図る必要があるため、本指標を設定する。

本指標は、当面目標となる評価指標であり、教育委員会及び全ての教職員は、本市における上限方針を必ず達成するという強い意志をもって取組を推進しなければならないことは言うまでもありません。

しかしながら、現状では、相当数の教職員が当該上限時間を超過している状況です。

当面目標となる評価指標を評価・検証するとともに、本計画に掲げる取組の成果等を踏まえ、本市における上限方針の達成に向けて各種取組を推進していきます。



### 【大分市立学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針（一部抜粋）】

#### ■ 上限時間の原則

- ① 1箇月時間外在校等時間 45時間以内
- ② 1年間時間外在校等時間 360時間以内

#### ■ 児童生徒等に係る臨時的な特別の事情がある場合の上限時間

- ① 1箇月時間外在校等時間 100時間未満
- ② 1年間時間外在校等時間 720時間以内
- ③ 1年のうち1箇月時間外在校等時間が45時間を超える月数 6月以内
- ④ 連続する2箇月、3箇月、4箇月、5箇月及び6箇月のそれぞれの期間について、各月の1箇月時間外在校等時間の1箇月当たりの平均時間 80時間以内

MEMO

A series of horizontal dashed lines for writing.



大分市立学校における働き方改革推進計画(第二次)

令和3年2月

(編集・発行)

大分市教育委員会教育総務課

〒870-8504 大分市荷揚町2番31号

電話 097-537-5671